

2019年11月1日タイムズビジネスサービス規約改定 新旧対照表

旧	新
<p>第3条（本サービスの利用者の範囲）</p> <p>1. 会員による、第4条所定のカード及び第5条所定の各種サービスの利用者は、会員に所属する役員及び従業員のうち、管理担当者が認めた者（以下「利用者」といいます。）に限るものとします。</p>	<p>第3条（本サービスの利用者の範囲）</p> <p>1. 第4条所定のカード及び第5条所定の各種サービスの利用者は、会員に所属する役員及び従業員のうち、管理担当者が認めた者（以下「利用者」といいます。）に限るものとします。</p>
<p>債権譲渡特約[追加規約]</p> <p>第1条（定義）</p> <p>本規約は、タイムズビジネスサービス規約（以下「基本規約」といいます。）の追加規約として、タイムズモビリティネットワークス株式会社（以下「タイムズモビリティネットワークス」）を經由して本サービスに入会した会員に対してのみ適用されるものとします。なお、本規約で使用する用語の定義は、本規約で特に定義する場合を除き、基本規約の定義によるものとします。</p>	<p>債権譲渡特約[追加規約]</p> <p>第1条（定義）</p> <p>本規約は、タイムズビジネスサービス規約（以下「基本規約」といいます。）の追加規約として、タイムズモビリティ株式会社（以下「タイムズモビリティ」）を經由して本サービスに入会した会員であって、かつ第2条に同意した者に対してのみ適用されるものとします。なお、本規約で使用する用語の定義は、本規約で特に定義する場合を除き、基本規約の定義によるものとします。</p>
<p>第2条（利用代金の支払方法）</p> <p>1.タイムズ24は、パーク24グループが提供する各種サービスのうち、タイムズモビリティネットワークスを經由して入会したサービス（以下「対象サービス」といいます。）の利用記録（以下「利用記録」といいます。）を集計し、タイムズモビリティネットワークスに対し、利用記録及び利用記録に基づく会員の対象サービス利用代金のデータ（以下「利用代金データ」といいます。）を送付します。</p> <p>2.前項の利用代金データをタイムズモビリティネットワークスが受領するのと同時に、タイムズ24が会員に対して有する当該月の利用代金請求権は、タイムズモビリティネットワークスに譲渡されます。</p> <p>3. タイムズモビリティネットワークスは、利用代金データに基づき、会員に対し、利用代金の請求を行うものとし、会員は、かかる請求に従い、タイムズモビリティネットワークスに対し、タイムズモビリティネットワークスの指定する方法により利用代金を支払うものとします。</p>	<p>第2条（利用代金の支払方法）</p> <p>1.タイムズ24は、パーク24グループが提供する各種サービスのうち、タイムズモビリティを經由して入会したサービス（以下「対象サービス」といいます。）の利用記録（以下「利用記録」といいます。）を集計し、タイムズモビリティに対し、利用記録及び利用記録に基づく会員の対象サービス利用代金のデータ（以下「利用代金データ」といいます。）を送付します。</p> <p>2.前項の利用代金データをタイムズモビリティが受領するのと同時に、タイムズ24が会員に対して有する当該月の利用代金請求権は、タイムズモビリティに譲渡されます。</p> <p>3. タイムズモビリティは、利用代金データに基づき、会員に対し、利用代金の請求を行うものとし、会員は、かかる請求に従い、タイムズモビリティに対し、タイムズモビリティの指定する方法により利用代金を支払うものとします。</p>
<p>4.会員は、会員の利用記録及び利用代金データがタイムズモビリティネットワークスに送付されること、及びタイムズ24の会員に対する利用代金請求権がタイムズモビリティネットワークスに譲渡されることを承諾します。</p> <p>5.タイムズモビリティネットワークスより請求を受けた利用代金に関し紛議が生じ、会員がタイムズモビリティネットワークスに対する利用代金の支払いを拒絶し、又は滞らせた場合、タイムズモビリティネットワークスはその旨を直ちにタイムズ24に通知するものとします。</p> <p>6.前項の場合、タイムズモビリティネットワークスは、紛議の対象となった利用代金請求権をタイムズ24に返還し、会員とタイムズ24で当該紛議を解決するものとします。</p>	<p>4.会員は、会員の利用記録及び利用代金データがタイムズモビリティに送付されること、及びタイムズ24の会員に対する利用代金請求権がタイムズモビリティに譲渡されることを承諾します。</p> <p>5. タイムズモビリティより請求を受けた利用代金に関し紛議が生じ、会員がタイムズモビリティに対する利用代金の支払いを拒絶し、又は滞らせた場合、タイムズモビリティはその旨を直ちにタイムズ24に通知するものとします。</p> <p>6.前項の場合、タイムズモビリティは、紛議の対象となった利用代金請求権をタイムズ24に返還し、会員とタイムズ24で当該紛議を解決するものとします。</p>